

宿泊税の使途について

1) 基本方針

市が策定した「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」の基本方針の実現に資する事業に活用します。

【参考】 観光を活用した持続可能な地域づくり方針 基本方針

先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市 飛騨高山」の実現を目指します

○多様な主体の参加を促し、観光の強みを取り入れた強靱な地域づくりを目指します
・観光を活用して様々な産業・地域・人を繋ぎ、相互の活動等への参加や役割分担の明確化を促すことで、民間の底力や地域の稼ぐ力を底上げし、持続可能な地域づくりを目指します

○観光を活用した地域資源の保護・活用や人材育成、郷土愛の醸成による活力ある地域づくりを目指します
・観光を活用した交流人口の拡大や地域資源の磨き上げ、多文化共生に対する理解促進、飛騨高山ブランドの共有などを進めることで、地域活力を生み出し、持続可能な地域づくりを目指します

2) 高山市宿泊税条例

高山市宿泊税条例に、宿泊税の使途及び公表について明記しています。

高山市宿泊税条例（抜粋）

（使途）

第2条 宿泊税は、前条の目的を達成するために必要な観光振興と市民生活の調和に資する、次に掲げる事業及び賦課徴収に係る経費の財源に充てるものとする。

- (1) 観光資源の磨き上げや地域特性を活かした観光の振興（観光振興事業）
- (2) 自然環境の保全・活用や生活環境の向上（環境保全事業）
- (3) 歴史、伝統文化の保全・継承（文化振興事業）
- (4) 災害時などにおける危機管理体制の強化（危機管理事業）
- (5) 観光を活用した持続可能な地域づくりを支える体制の支援（組織運営事業）

（使途の公表）

第21条 市長は、毎年度、宿泊税の使途を公表するものとする。

3) 宿泊税の使途のイメージ

以下の5つの事業と賦課徴収に要する市の経費や特別徴収義務者の支援に活用します。
具体的な使途については、毎年度の予算編成の中で検討を行います。

事業	想定される事業の内容
観光振興事業	・バリアフリー対策による居住、滞在環境の向上 ・インタプリターなどの育成 ・松本・高山 Big Bridge 構想の推進 ・オーバーツーリズム未然防止対策の推進 ・インバウンドに対するマナー啓発の強化 ・支所地域の地域資源の掘り起こし など
環境保全事業	・公衆トイレや交通機関などの利用環境の向上 ・自然環境の保全や活用 ・景観保全の強化 など
文化振興事業	・文化財の保全や活用 ・文化・伝統芸能の担い手育成や魅力発信 など
危機管理事業	・インバウンド医療体制の強化 ・災害時における市民・観光客の安全対策の充実 など
組織運営事業	・観光専門人材の確保や育成 ・支所地域の観光誘客強化 ・戦略的なデータ収集や分析とマーケティングへの活用 ・観光地域づくり組織の安定運営やガバナンス強化 など